

第4次赤磐市人権教育・啓発 推進計画

～赤磐市は人権尊重都市宣言のまち～



令和7年3月

赤磐市・赤磐市教育委員会

目 次

第一章 人権意識の普及・高揚	1
1 人権尊重の理念	
2 現状と課題	
3 基本方針	
第二章 人権教育・啓発の推進	2
1 人権教育・啓発の推進	
2 人権教育の推進	
(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
3 人権啓発の推進	
(1) 内容	
(2) 方法	
第三章 人権施策の推進方向	3
1 人権施策の推進方向	
2 人権問題の解決	
3 人権意識の高揚	
4 人権擁護の確立	
第四章 人権尊重の視点に立った行政	5
1 人権行政の担い手	
第五章 課題別施策の推進	6
1 女性	
2 子ども	
3 高齢者	
4 障害のある人	
5 同和問題	
6 外国人	
7 ハンセン病問題	
8 患者等	
9 インターネットによる人権侵害	
10 様々な人権をめぐる問題	
【体系図】	10
【用語解説】	11
【参考資料】 人権に関する週間、月間等	12

第4次赤磐市人権教育・啓発推進計画

第一章 人権意識の普及・高揚

1 人権尊重の理念

今、私たちが生きている21世紀は、すべての人々の幸福を実現する時代にしたいという願いから「人権の世紀」と言われています。しかし、グローバル化(*1)する国際社会や高度情報化、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、人権に関する新しい課題も生じています。

令和3年3月に改訂された第5次岡山県人権政策推進指針では、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に人権課題の解決に向けて取り組むとともに、すべての人々が社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指しています。

○ 生命と尊厳を守る社会

誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

○ 互いに多様性を認め支え合う社会

多様な生き方や考え方を認め合い、きずなを大切にして、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

○ 公平な機会を保障する社会

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を発揮し、希望を持って暮らすことのできる社会

特に、人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人々が人間としての尊厳や生命の大切さについて、理性と感性の両面から理解を深め、日常生活のあらゆる場面に生かすことが求められています。

人間が持つ多様な考え方や生き方を理解し、互いに人権を尊重し合うことが、人権尊重の理念です。この理念を普及するため、赤磐市は、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めていきます。

2 現状と課題

我が国においては、憲法が基本原理とする「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組が進められてきましたが、今日もなお様々な人権問題が存在します。

最近では、子どもや高齢者への虐待やいじめ、性の多様性、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害やプライバシーをめぐる問題、さらには、犯罪被害者・自殺者・消費者等の人権が侵害される問題も顕在化しています。また、過去の差別事象が教訓として継承されにくいことや被差別者に思いを寄せることを逆差別と捉える傾向が、人権尊重社会の実現を妨げるだけでなく、新たな差別を生じさせる可能性をはらんでいます。

このように様々な人権問題が存在している背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考え

られます。

また、外国人材拡大の動きや様々な分野でのグローバル化に伴い、外国人が増加し定住化も進んでいますが、日常生活や雇用場などにおいて、言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。

人権を尊重する社会の形成を目指す赤磐市としては、すべての市民に人権尊重の意識を普及し、一人ひとりが日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付け、様々な人権問題の解決を図ることが重要な課題と捉えています。

3 基本方針

岡山県においては「共生社会おかやま」の実現を目指し、人権尊重の精神を基調とする総合的な人権行政が推進されています。

赤磐市においては、平成26年10月21日に制定された「人権尊重都市宣言」を基に、すべての市民が、心豊かな生活を送ることができるよう、人権が尊重された社会の実現を目指した取組に努めます。そのために、人権教育と人権啓発の両面から人権意識の高揚を図ります。

推進に当たっては、市民の自主性を尊重し、人権尊重の理念に対する理解を深め、正しい知識を習得することによって人権尊重が図られるよう、多様な機会を学校・地域・家庭・職場等あらゆる場を通じ提供するなど、効果的な内容や手法を工夫した取組を行います。

また、人権侵害救済のため、相談・支援にも努めていきます。

第二章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。人権尊重の社会を実現するために、一人ひとりが人権を正しく理解し、人権意識を高め、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付けていけるよう、教育・啓発に努めていきます。

2 人権教育の推進

人権教育は、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動です。生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場で推進することが重要です。赤磐市教育委員会では、学校教育課と社会教育課が連携して様々な諸施策を推進していきます。

（1）学校教育

- 学校教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育の推進
- 就学前教育では、遊びを通して人権尊重の精神の芽生えをはぐくむ教育の実践
- 小中学校では人権教育推進体制を確立し、児童生徒の発達段階に応じた、人権尊重の意識・意欲・態度を育てる教育の推進
- 自然体験、社会体験を通じた豊かな感性や人権感覚の育成
- 教育上配慮を必要とする児童・生徒への自立支援体制の整備

- 家庭・地域との連携や園・校の連携を大切にした推進
- (2) 社会教育
 - すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、保護者への学習機会の提供
 - 公民館などを中心とした、学習機会の提供
 - 求めに応じた出前講座の開催
 - 指導者の養成及び資質の向上のための講座の開催

3 人権啓発の推進

市民啓発は、研修、情報提供、広報活動等を通じて、広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図るために行うものです。その目的は、人権について正しい知識を身に付け、態度面、行動面等で日常生活の中に生かせるようにすることであり、その内容や方法については、市民からの正しい理解と共感が得られるよう実施していきます。

- (1) 内容
 - 人権にかかわる国内法制度や国際条約の周知等基本的な知識の普及
 - 生命の尊さや大切さ
 - 自他の人格と個性を認め合い尊重すること
 - 同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識
 - 男女共同参画の視点に立った意識改革
- (2) 方法
 - 作文・標語・ポスターの募集
 - 講演会・研修会の開催
 - 広報紙、ホームページ等による情報発信

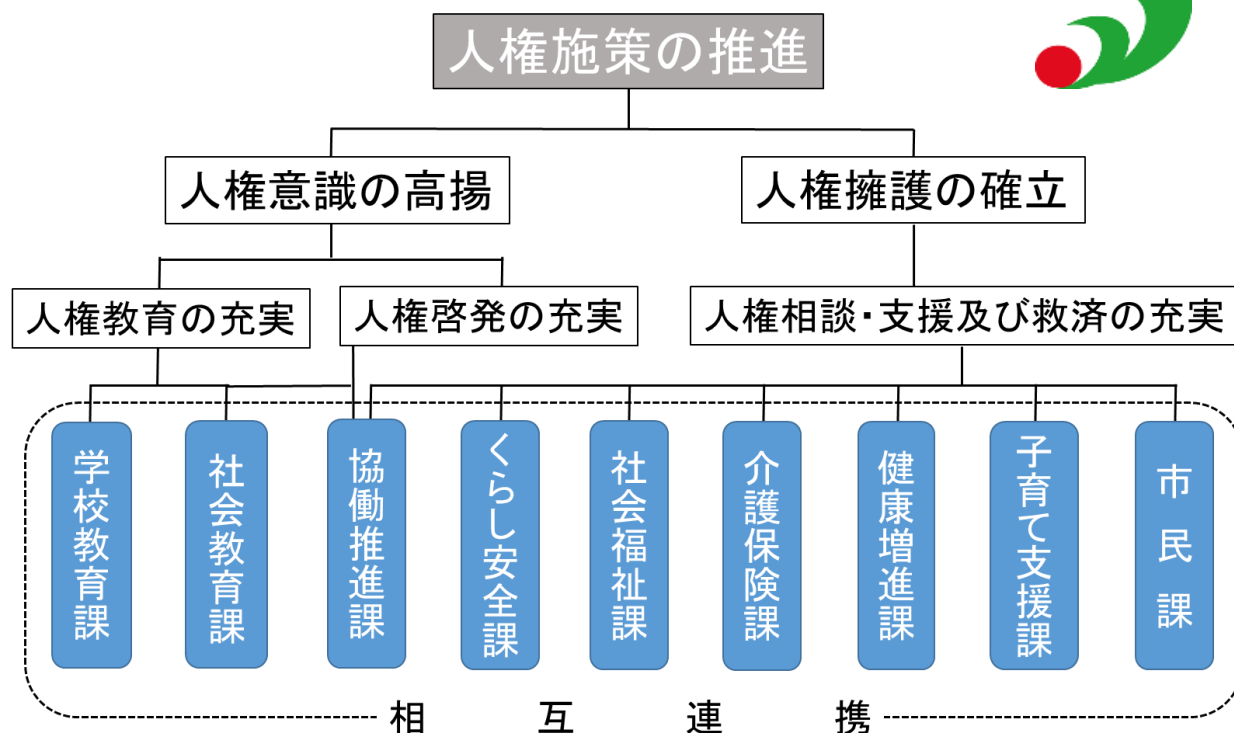
第三章 人権施策の推進方向

1 人権施策の推進方向

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「第5次岡山県人権政策推進指針」、「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう推進していく必要があります。

赤磐市では国・県の動向や市民を対象に実施した人権に関する意識調査の結果を踏まえ、今まで取り組んできた様々な人権問題への教育・啓発における経験と成果を生かし、今後も人権を尊重し、差別を許さない地域社会の実現を目指します。

推進にあたっては、横断的に関係各課が連携を密にし、人権尊重の視点に立った施策の実施、人権教育課題への適切かつ迅速な対応に努めます。



2 人権問題の解決

あらゆる人権問題には、固有の経緯と課題がありますが、共通して取り組むべきことは、国の課題解決の施策に任せるだけではなく、すべての人の中にある偏見や差別意識の解消に自らが努めることであり、各々の人権を尊重していくことです。また、それぞれの課題に対する理解を深めることが重要です。

推進にあたっては、これまでの取組と成果を土台に、人権一般の普遍的な視点のアプローチと個別的な視点からのアプローチの両者が相まって効果を上げられるよう創意工夫をしていきます。

3 人権意識の高揚

人権教育の充実

人権教育は、人権に関する正しい知識と認識を深め、住民相互の理解と差別意識の解消を目指し、自らの課題として日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように、学校教育・社会教育のあらゆる教育活動の場において取り組みます。

さらに、指導者の資質と指導力の向上に努め、人権教育のための資料整備、情報収集・提供の充実を図ります。

人権啓発の充実

人権啓発は、広く市民の間に人権思想の普及・高揚を図ることで、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、その認識が日常生活の中で態度、行動に表れていくことを目的に行います。

そのためには、人権週間などを中心に、幅広い層から自主的な参加が得られるようにするため、様々な人権問題を取り上げて研修会・講演会を開催します。また、資料の作

成・配布などを通じて啓発活動を実施します。

4 人権擁護の確立

人権を尊重し、差別を許さない地域づくりを目指しての啓発活動を推進する一方で、人権を擁護する活動の推進が重要です。

このため、赤磐市においても国の法的措置を含めた人権救済制度のあり方を見据えながら、人権啓発・相談・救済を活動任務とする法務局、人権擁護委員との密接な連携の下に、直面する問題に対応し、人権擁護の確立に努めます。

人権相談・支援及び救済の充実

多様化・複雑化する人権問題に対する相談・支援には、迅速かつ適切に対応することが求められており、相談者がいつでも気軽に相談できる窓口のあり方など、相談・支援・救済体制の整備に努めます。

同時に教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権擁護委員制度や人権相談業務の内容、相談体制について、積極的に市民に対して周知を図ります。

第四章 人権尊重の視点に立った行政

1 人権行政の担い手

市行政が取り組むすべての業務が人権にかかわっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、職員一人ひとりが、責務の保持者であることを自覚し、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを意識して業務に当たります。

○人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して、日常業務にあたることができるよう資質向上に努めます。

○人権尊重の視点から、業務のあり方、進め方について点検を行うとともに、ユニバーサルデザイン(*2)の考えを元に、窓口対応などの市民との接遇や業務において、公平な取り扱いなど人権に配慮します。

○業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「赤磐市個人情報保護条例」などの法令を遵守して、適切に行います。

第五章 課題別施策の推進

1 女 性

女性の地位向上を図るための取組が世界規模で進められてきましたが、未だに固定的な性別役割分担意識や、就職の際や職場における男女差別、ハラスメント、DV等多くの問題があり、日本では女性の地位が男性と平等になっているとはいえません。

このため、「第5次おかやまウィズプラン」「第4次赤磐市男女共同参画基本計画」などの基本目標を踏まえ、男女の人権が共に尊重され、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮するとともに、対等な社会の一員としてあらゆる分野の活動に参画することができる「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を総合的に推進します。

- ◇男女共同参画社会の基盤づくり
- ◇男女の人権が尊重される社会の構築
 - ・男女間のあらゆる暴力の根絶
 - ・生涯を通じた女性の健康支援
 - ・生活困難を抱える人々への支援
- ◇男女が共に活躍する社会づくり

2 子ども

少子化や核家族化が進み、子どもが育つ家庭や地域環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持つ親の増加、不登校、いじめ、児童虐待、ヤングケアラーなど多くの深刻な問題が生じています。

このため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重に取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境の整備や、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの「豊かな心と生きる力」をはぐくむ教育を推進するなど、「岡山いきいき子どもプラン2025」「赤磐市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を実施し、未来の社会を支える子どもたちを育成・支援します。

- ◇人権啓発の推進と意識の高揚
- ◇子育て支援の推進
 - ・子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり
 - ・みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり
 - ・子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり
 - ・子どもを守り支援する体制づくり
- ◇人権尊重の意識を高める教育の推進

3 高齢者

急速な高齢化に伴い、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しており、介護を要する高齢者の増加や家族介護者の負担が増大するとともに、虐待などの問題も指摘されています。また、特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害や高齢者の人権や尊厳が脅かされる問題も生じています。

このため、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「赤磐市高齢者保健

福祉計画・介護保険事業計画」などに基づき、介護連携や生活支援、介護予防の推進に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

平均寿命が高くなってきていることから、高齢になっても幸せに生活できる社会を構築していきます。

- ◇地域包括ケアシステムの構築
 - ・在宅医療と介護の連携の推進
 - ・生活支援と介護予防の推進
- ◇権利擁護の推進
- ◇認知症施策の推進
 - ・医療・介護サービスの提供
 - ・地域で支える体制の整備
- ◇生活環境の整備
- ◇社会参加の促進と交流

4 障害のある人

障害のある人が家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を最大限に発揮し、積極的に社会に参加したいという欲求や願望があっても、現実には、様々な障壁があります。

このため、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消に向けた取組を推進します。

また、「障害者基本法」等に基づき、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進していきます。

- ◇心のバリアフリー(*3)の推進
- ◇主体的な選択の尊重
- ◇地域生活の支援（保健・医療、福祉、ボランティア、生活環境）
- ◇自立と社会参加の促進
- ◇権利擁護の推進

5 同和問題

昭和40年の同和对策審議会答申で、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとされ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、市では、国、県との連携の下に、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進してきました。これらの施策の推進と地区住民の自主的な努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。人々の同和問題についての理解と認識も進み、全般的には着実に進展をみていますが、結婚問題で差別意識が見られたり、インターネット上に差別的な書き込みが発生したりするなど、差別意識を解消するという課題があります。

このため、平成28年に制定された「部落差別解消の推進に関する法律」に基づき、今後も固有の経緯等を踏まえ、これまでに積み上げられてきた取組の成果と、経験を生かし

ながら、的確に対応していきます。

また、えせ同和行為の排除に向けた取組も行います。

- ◇啓発の推進
- ◇教育の推進
- ◇公正な採用選考及び雇用の促進
- ◇教育集会所・隣保館活動への支援
- ◇えせ同和行為の排除

6 外国人

経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化に伴い、県内や市内で暮らす外国人は年々増加していますが、地域社会や雇用の場などにおいて、言語、文化、生活習慣、価値観等の相違に起因した日常生活にかかわる多くの問題が生じています。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチ(*4)は人としての尊厳を傷つけ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねません。

外国人が同じ地域の一員として安心して暮らし、いきいきと活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、人権意識の高揚、啓発に努めるとともに、民間団体との連携を図り、多言語による生活情報提供、生活支援等の諸施策を推進します。

- ◇人権意識の啓発と相互理解の促進
- ◇コミュニケーション支援
 - ・情報の多言語化
 - ・日本語及び日本社会に関する学習支援
- ◇生活支援(子育て・教育、適正な雇用、保健・福祉の充実、防災など)

7 ハンセン病問題

昭和22年頃から有効な治療薬プロミンの使用が開始され、ハンセン病は治る病気になったにもかかわらず、国は平成8年に「らい予防法」を廃止するまで、強制隔離という誤った政策を続けたため、患者や家族は長年にわたり偏見や差別を受けてきました。入所者の多くは、家族や親族との関係が断絶し、病気が完治していても社会復帰は困難であり、高齢でもあるため、療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別解消のための啓発教育を推進します。

- ◇偏見・差別解消のための啓発・教育の実施

8 患者等

医療需要の多様化・高度化、医療内容の専門化等に伴い、医療の場面で患者の人権に対する配慮が求められるとともに、エイズ・HIV感染や感染症・難病などについては、病気に対する知識の不足から来る差別や偏見が少なくありません。

このため、患者が、医師から十分な説明を受け、理解し、納得した上で必要な医療を選

択できるよう、また、人権やプライバシーに配慮した医療が確保できるよう努めるとともに、病気に対する正しい認識と理解を深めるための取組を進めます。

【エイズ・HIV感染症】

- ◇正しい知識の普及・啓発
- ◇相談体制の充実
- ◇学校における教育・啓発

【感染症・難病】

- ◇正しい知識の普及・啓発
- ◇自己決定の尊重
(説明と同意、診療情報の開示、
入院患者の人権)
- ◇プライバシーへの配慮
- ◇社会参加と生活の支援

9 インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して、インターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。特にスマートフォンや携帯電話の普及等により、SNS(*5)を利用したインターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流布などのトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性も高まっています。

このため、情報モラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発・教育の推進やインターネット上の有害情報から子どもを守るためのフィルタリングの設定促進、相談窓口の周知などに努めます。

- ◇情報リテラシー(*6)向上の推進
- ◇青少年を取り巻く問題への対応

10 様々な人権をめぐる問題

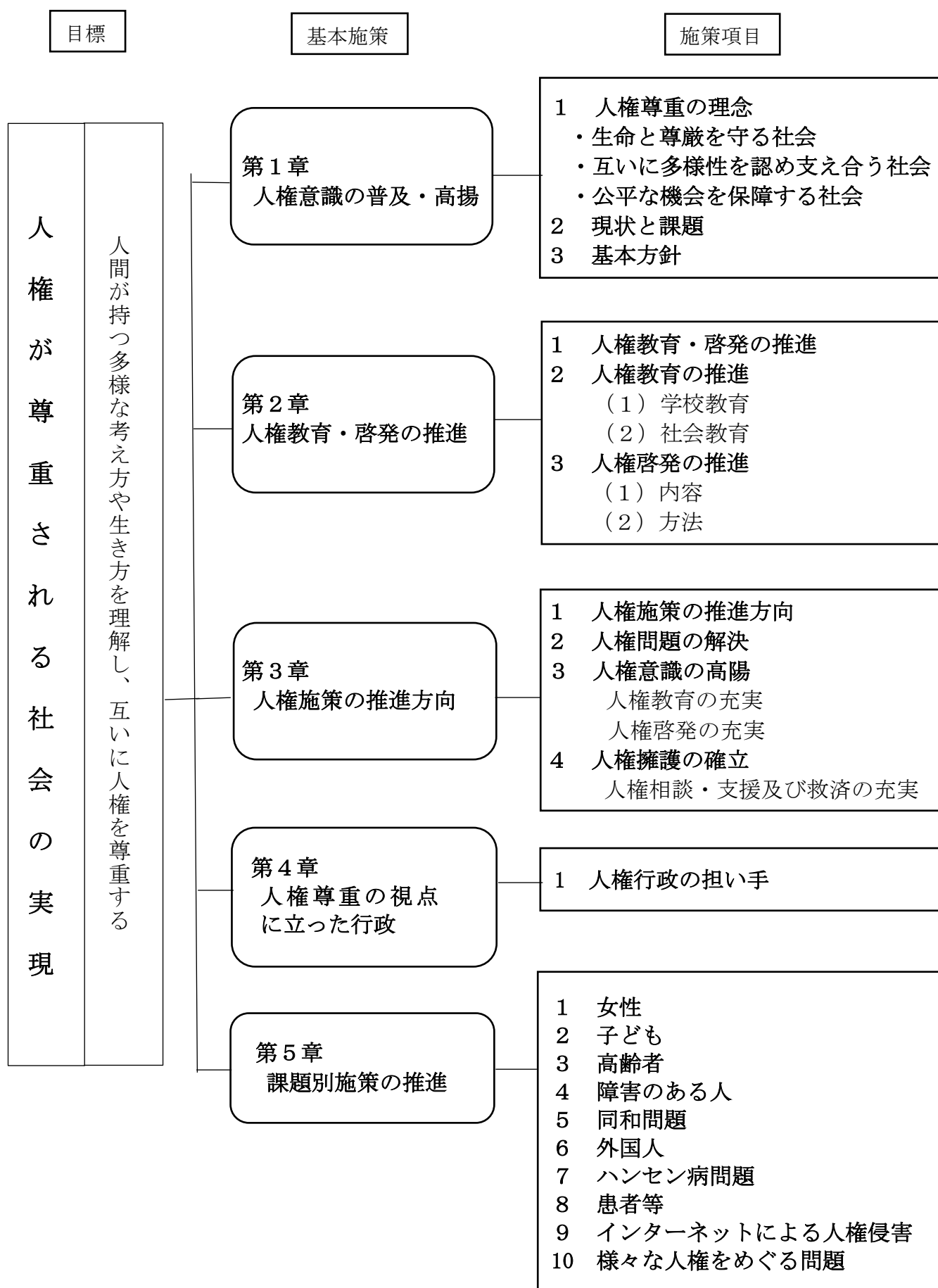
次に掲げる人権をめぐる様々な問題や今後新たに発生する可能性のある人権問題についても取り上げ、人権尊重の視点に立って、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。

- ・プライバシーの侵害
- ・消費生活上の問題
- ・犯罪被害者等
- ・刑を終えて出所した人
- ・ホームレス（路上生活者）
- ・多様な性（体と心の性別に違和感がある人・性的指向）
- ・日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- ・被災者
- ・拉致問題
- ・人身取引(*7)
- ・アイヌの人々
- ・自殺問題 ほか



策 定 2005(平成17)年3月 7日
第2次 2012(平成24)年5月22日
第3次 2020(令和 2)年3月31日
第4次 2025(令和 7)年3月31日

【推進計画の体系】



【用語解説】

- (※ 1) グローバル化：P 1
資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- (※ 2) ユニバーサルデザイン：P 5
年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方。
- (※ 3) バリアフリー：P 7
もともと段差等の物理的障壁（バリア）を除去するという住宅建築用語であったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。
- (※ 4) ヘイトスピーチ：P 8
人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為。
- (※ 5) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：P 9
インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができる。
- (※ 6) 情報リテラシー：P 9
リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせ、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表す。
- (※ 7) 人身取引：P 9
搾取の目的で、脅迫、誘拐などの暴力的手段や、詐欺、甘言などによって人を獲得し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することで、トラフィッキング（Trafficking）とも言われる。具体的には、売春等による性的搾取や強制労働、臓器の摘出などがあり、国内でも女性や子どもが被害者となっている例が報告されている。

引用・参考出版物

第4次岡山県人権教育推進プラン
第5次岡山県人権政策推進指針

【参考資料】

人権関する週間、月間等

月	名 称
1	世界ハンセン病の日【最終日曜日】
3	自殺対策強化月間
	国際女性の日【8日】
	国際人種差別撤廃デー【21日】
4	発達障害啓発週間【2日～8日】
	世界自閉症啓発デー【2日】
	女性週間【10日～16日】
5	憲法週間【1日～7日、憲法記念日 3日】
	児童福祉週間【5日～11日】
6	男女雇用機会均等月間
	人権擁護委員の日【1日】
	HIV検査普及週間【1日～7日】
	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日【22日】
	男女共同参画週間【23日～29日】
	ハンセン病を正しく理解する週間【下旬】
7	青少年の非行・被害防止全国協調月間
	社会を明るくする運動強調月間
	再犯防止啓発月間
8	世界の先住民の国際デー【9日】
9	障害者雇用支援月間
	知的障害者福祉月間
	自殺予防週間【10日～16日】
	老人週間【15日～21日、老人の日 15日、敬老の日 第3月曜日】
	世界アルツハイマー月間【21日 世界アルツハイマーデー】
10	高齢者雇用支援月間
	法の日週間【1日～7日、法の日 1日】
	赤磐市人権尊重都市宣言制定日【21日】
11	児童虐待防止推進月間
	子ども・若者育成支援強調月間
	女性に対する暴力をなくす運動期間【12日～25日】
	犯罪被害者週間【25日～12月1日】
12	世界エイズデー【1日】
	障害者週間【3日～9日、国際障害者デー 3日、障害者の日 9日】
	人権週間【4日～10日、世界人権デー 10日】
	北朝鮮人権侵害問題啓発週間【10日～16日】